⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　略］

⑼　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑽～㉑　［略］

［２・３　略］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［略］

第２　［略］

別紙様式第６号の３（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［略］

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［略］		［略］	
		その他負債	
		［略］	
		リース負債	

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　同左］

［加える。］

⑼～⑳　［同左］

［２・３　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

第２　［同左］

別紙様式第６号の３（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［同左］		［同左］	
		その他負債	
		［同左］	
		リース債務	